

2024.3.17

「汚染水問題」についての自民党意見書についての意見

弁護士(滋賀弁護士会) 井戸 謙一

福島県議会に、自民党各派から出された「教育現場における ALPS 処理水の理解醸成に向けた取組の更なる強化を求める意見書」(以下「本件意見書」という。)について、当職の意見を申し上げます。

- 1 東京電力福島第一発電所では、昨年から汚染水をアルプス処理した後の水(以下「本件水」という。)の海洋放出を続けている。本件水については、「処理水」という呼称と「汚染水」という呼称が使われている。「処理水」というのは、放射性物質によって汚染された水をアルプス処理した後の水であること、すなわち本件水の生成過程に着目した表現であり、「汚染水」というのは、アルプス処理した後も放射性物質を完全に除去できておらず、濃度が薄まったとはいえ、なお、汚染された状態にあるという客観的状态に着目した表現である。国際原子力機関(IAEA)もこの水に含まれる放射性物質について、「人及び環境に対し無視できるほどの放射線影響」と述べていて、少量とはいえ汚染されていることを認めている。すなわち、着目点が異なるだけで、どちらも科学的に正しい表現である。
- 2 政府は、「処理水」という表現を使用しているが、これは政府の政策に基づく政治的な決定にすぎない。「処理水」が唯一の正しい科学的表現であり、他の表現が科学的に誤っているわけではない。したがって、公権力が市民に対し、「処理水」という表現を用いることを強制、懲慥、勧告したり、科学的に正しい表現である「汚染水」という表現を用いる市民に対して、その使用を禁止し、抑圧し、使用したことを理由として不利益取り扱いをしたりすれば、それは、表現の自由に対する不当な侵害になることは明らかである(憲法21条違反)。
- 3 教育は、「不当な支配に屈することなく」行われなければならない(教育基本法16条1項)。いわゆる旭川学テ事件最高裁判決(昭和51年5月21日)は、「政党政治の下で多数決原理によってされる国政上の意思決定は、さまざまな政治的要因によって左右されるものであるから、…教育内容に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請」される。しかも、「個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法 26 条, 13 条の規定上からも許されない」と述べた。

公権力が学校現場に対し、「処理水」という表現を使うように働きかけることは、「処理水」という表現を用いるべきであるとの政治的価値判断を教育現場に持ち込むものである。社会的に複数の正しい科学的表現が使用されている状況において、一つの表現のみを学校現場で使うことを働きかけることは「一方的な観念」を子どもに植え付けることにつながるのであって、上記最高裁判決の趣旨から許されない。

4 また、1966年10月5日にユネスコ「教員の地位に関する特別政府間会議」が採択した「教員の地位に関する勧告」は、教職が専門職であることを認め(3指導原則6項)、教員が職責の遂行に当たって学問の自由を享受することを認めた上で、「教員は、生徒に最も適した教具及び教授法を判断する資格を特に有しているので、教材の選択及び使用、教科書の選択並びに教育方法の適用にあたって、承認された計画のわく内で、かつ、教育当局の援助を得て、主要な役割が与えられるものとする。」と定めている(8教員の権利及び責務61項)。学校教育現場で、本件水をどのように取り扱うかは、専門職である教員が、子どもの学習権を保障するという目的のために、検討し、工夫し、決すべきものであって、本件意見書は、この教員の権限を公権力が侵そうとするものである。

5 いずれの観点からも、本件意見書は採択されるべきではないと考える。

以上